

重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 広仁会
事業者の所在地	茨城県筑西市野殿 1595-3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 山口伸樹
電話番号	0296-25-6886

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム敬心苑（介護老人福祉施設）
施設の所在地	茨城県筑西市野殿 1595-3
施設長名	廣瀬 由紀子
電話番号	0296-25-6886
FAX 番号	0296-25-6881
指定番号	茨城県 0870600095号

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、介護保険法令の定めるところにより、利用者に対し、この契約を定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指して、施設介護サービスを提供します。
施設運営の方針	1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。 2 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努める。 3 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設の概要（特別養護老人ホーム）

（１）敷地および建物

敷地		3451.51㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造 1階建（耐火建築）
	延べ床面積	2055㎡
	利用定員	60名（うちショートスティ7名）

（２）居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室	6	18㎡	18㎡
2人部屋	2	18㎡	9㎡
4人部屋	14	36㎡	9㎡

（３）その他主な設備（短期入所生活介護と共用）

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	1	152.5㎡	3.05㎡
機能訓練室	1	108㎡	2.16㎡
一般浴室	1	36㎡	—
機械浴室	1	60㎡	—
便所	4	75.6㎡	—
医務室	1	36㎡	—

5 職員体制（主たる職員）

従業員職種	員数	区分				常勤換算後の 人数	従業者の 指定基準	備考
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1	1	
生活相談員	2	1		1		1以上	1	
介護支援専門員	1		1			1	1	
介護職員	21	12	3	6		18以上	20	
看護職員	5	1		4		2以上		
機能訓練指導員	1				1	1		
管理栄養士	1	1				1		
調理員	8	6		2		3以上		
事務員	3			3		必要に応じた人数		
嘱託医	1			1		1		

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長・副施設長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯（9:30～18:30）常勤勤務
介護職員	日勤（9:30～18:30）、早番（7:00～16:00） 遅番（10:00～19:00）、夜勤（17:00～10:00） ・昼間は、原則として職員1名あたり入所者3名のお世話をさせていただきます。 ・夜間は、原則として職員2名でお世話させていただきます。
看護職員	正規の勤務時間帯（9:30～18:30）常勤で勤務 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急事態に備えます。
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（9:30～18:30）非常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9:30～18:30）常勤勤務
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤勤務
嘱託医	週3日（月・火・木）必要に応じ随時

7 施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種類	内容
食事の介助	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 食事時間（朝食 7:45～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～）
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	音楽療法 春日眞理先生 による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能維持・改善に努めます。 （当施設の保有するリハビリ器具） 歩行器2機 牽引器2機 平行棒1機 階段・自転車1組
健康管理	・嘱託医師により、診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 （当施設の嘱託医師） 医院名：野中医院 氏 名：野中徹郎 診療科：内科・他
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 （相談窓口）生活相談員 大島一茂
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽を整えるとともに施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理美容サービス	・隔月1回 出張による整髪サービスをご利用頂けます。
日常生活品の購入代行	・利用者及び家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用頂けます。
金銭管理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は金銭管理サービスをご利用頂けます。 ・「預り金管理規定」に基づき、保管・出納を管理致します。

8 利用料

(1) 法定給付（基本単位別紙）

区分	利用料
法定代理受領の場合	・介護報酬の告示上の額（施設介護サービス費「食事による費用を除く」とし、各利用者の負担割合に応じた額と食事にかかる標準負担の合算額）
法定代理受理出来ない場合	・介護報酬の告示上の額（施設介護サービスの基準額に同じ）

(2) 入所者の選定により提供するもの

区分	利用料
特別な食事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で 本人に負担して頂くことが適当であるもの	・日常生活品の購入代金等 （別紙料金表参照）

9 第三者評価

第三者評価の有無	無
----------	---

10 苦情申立先

当施設ご利用者相談室	担当 大島一茂 利用時間 毎日 9:00～16:00 利用方法 電話 0296-25-6886 面接 敬心苑相談室
茨城県国民健康保険団体連合会	利用時間 平日 9:00～16:30 電話 029-301-1565（直）
筑西市介護保険課	利用時間 平日 8:30～17:15 電話 0296-22-0528（直）

1.1 協力医療機関

医療機関名	野中医院
院長名	野中徹郎
所在地	茨城県筑西市野殿1595-2
電話番号	0296-25-0155
診療科目	内科・神経内科・小児科・脳神経外科・外科
入院設備	無し
救急指定の有無	無し

医療機関名	富士見台歯科
院長名	村木英司
所在地	茨城県桜川市富士見台2-72-1
電話番号	0296-75-0418
診療科目	歯科
入院設備	無し
救急指定の有無	無し

1.2 事故発生時の対応及び賠償責任

- 1 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、関係各機関並びに利用者の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害保険の範囲内で損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の責をまぬがれます。
- 3 乙は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損保の賠償責任保険に 加入しております。

1.3 業務継続計画

- 1 事業所者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を行うものとします。

1.4 衛生管理

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとします。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を実施します。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3 事業所において、事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 身体拘束の適正化

身体的拘束等の適正化の取組み 事業所は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、自傷他害等の恐れがある場合等、契約者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他の契約者の行動を制限する行為を行いません。

16 虐待防止

虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討 していきます。また担当者置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、利用者の人権を擁護します。

17 ハラスメント

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18 非常災害時の対応

非常時の対応	「特別養護老人ホーム敬心苑消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	地元消防団（野殿）に、非常時の協力関係をお願いしてあります。			
平常時の訓練等	「特別養護老人ホーム敬心苑消防計画」にのっとり避難訓練の実施。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知器	80箇所	非常通報装置	1台
	誘導灯	20箇所	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	3箇所	室内消火栓	7基
	消火器	15箇所	スプリンクラー	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年11月20日 防火管理者：廣瀬由紀子			

19 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会・来訪	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿に記入し職員に申出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・宿泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰苑時間を職員に申出で外出泊許可書を提出して下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	原則お断りします。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
食べ物の持込等	保健所の指導により保健衛生上お断りいたします。